

I. カモシカ特別調査の目的と対象

1. カモシカ特別調査の目的

特別調査は保護地域における個体群の安定的な維持を目的とした保護管理の実施において必要となる基礎調査のひとつである。本調査においては分布状況、生息密度など個体群動向に関する資料と植生および土地利用状況などの生息環境についての資料を収集し、保護地域における保護管理政策の検討材料をとりまとめることを目的とした。

本調査は、当保護地域における第2回目の特別調査であるため、現在の生息状況と生息環境を把握するとともに第1回特別調査（伊吹・比良山地カモシカ保護地域特別調査報告書(1988)以下『前回調査』と称す。）と比較検討を行った。また、前回調査と本特別調査の間の4年間に実施された通常調査についても資料の取りまとめを行った。さらに今後の通常調査および特別調査の基礎資料として生息環境と生息状況のデータベース作成にも重点をおいた。

2. 調査項目と調査内容

特別調査および通常調査の調査項目と調査内容については、文化庁が作成した『カモシカ保護管理マニュアル』の中にガイドラインが示されている。その中で掲げられている主要項目は以下の通りである。

I. 特別調査

1. 生息状況調査

1-1) 分布調査

1-2) 生息密度調査

2. 生息環境調査

2-1) 森林概況調査

2-2) 土地利用その他に関する調査

2-3) 食害調査

3. 個体群動向に関する資料の蓄積

3-1) 死亡個体に関する資料の収集と分析

II. 通常調査

1. 生息概況調査

2. 生息環境概況調査

3. 食害概況調査

このガイドラインに基づいた調査項目と主な取りまとめ内容を、図I-1に示した。大項目の『生息状況調査』と『個体群動向に関する資料の収集』は、カモシカの生息状況に関する調査としてまとめることができるので、特別調査の内容は①生息環境調査、②生息状況調査、通常調査

は①生息概況調査、②生息環境概況調査、③食害概況調査に大きく分けられる。

生息環境調査では、保護地域における生息状況の背景としての森林概況、土地利用状況、法的土地規制等の資料を収集した。これらの資料から林業動向、土地利用の現況を把握し、食害の発生状況について調査した。

生息状況調査では、保護地域における分布と生息密度の現況を把握し、前回調査との比較を行ない、これらの資料から生息数の推定を行った。

個体群の動向に関する資料の蓄積のためには、死亡個体の収集ならびに分析は重要であるが、当保護地域では滅失個体が少ないため、滅失届の整理にとどめた。

通常調査については、1988年～1991年の4年間に行われた調査資料の整理・分析を行った。

3. 調査対象地域の設定

調査対象地域は、前回調査と同様に広域調査地域、調査地域、保護地域の3段階に区分した。

(1) 広域調査地域

広域調査地域は、福井県では九頭竜川、岐阜県内では国道156号線とそれに平行する長良川、さらに滋賀県の琵琶湖東岸までは国道21号線で区切られる。琵琶湖西岸から京都府内では、国道1号、9号線、途中から国道175号線とそれに平行する由良川で区切られる。広域調査地域の面積は約8,500km²である。当地域は個体群の分断要因となる地形的特徴、交通網によって、いくつかの地形的なまとまりに細区分できる。以下では、福井県敦賀市から滋賀県木之本町に至る北陸自動車道を境として、大きく東部地域と西部地域の2つに区分し、さらに地形地域区分に従って、東部地域を両白山地、伊吹山地の2地域に、西部地域を野坂山地、比良山地、丹波高地の3地域に区分し、カモシカの生息状況と生息環境にみられる地域的傾向を分析する際にこれらの名称を用いることとした(図I-2)。

(2) 調査地域および保護地域

調査地域は、基準地域メッシュ(1kmメッシュ)単位の集計を行うために、保護地域の形状に沿って、外側に1～2km幅の地域を含むように1kmメッシュ線によって区切った。また、林班単位の集計を行う地域は、保護地域に林班の一部および全てが含まれる地域とした。地形地域の区分は広域調査地域の場合と同じである。調査地域の面積は約1,800km²でそのうち保護地域は約1,150km²を占める。

今後の課題と管理主体の役割

とりまとめ項目

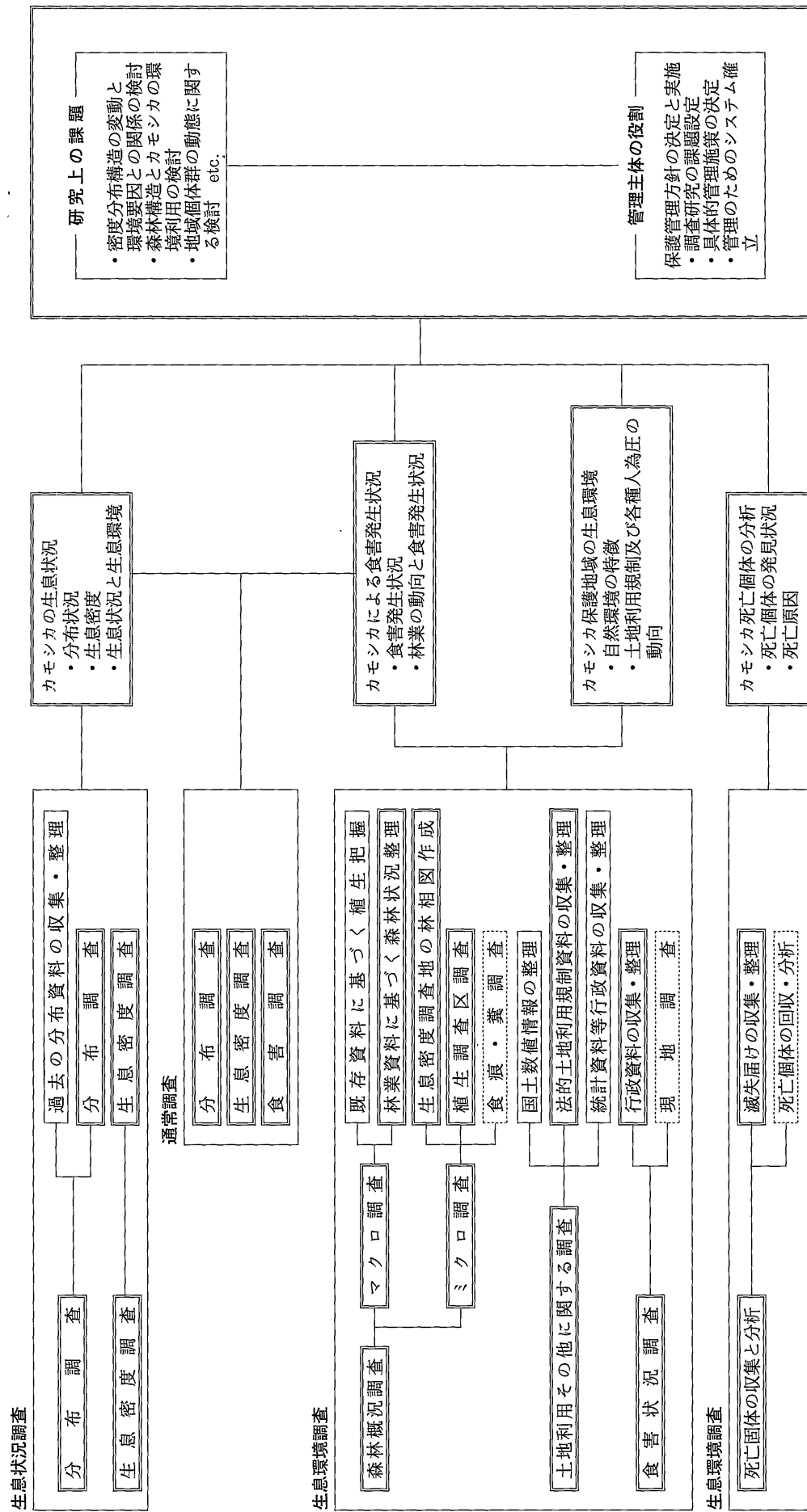


図 I - 1 カモシカ特別調査の内容に関するフローチャート

